

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報
まさか！子どものオンラインゲーム無断課金に注意

【事例1】

小学生の子どもに学習用としてタブレットを与え、親のスマホと同じアカウントで使用させていたところ、子どもが無断でゲーム課金をしていた。アカウントには親のクレジットカードの情報を登録していた。

【事例2】

親の古いスマホを小学生の子どもに与えたところ、50万円もゲーム課金していた。スマホには親のアカウントでクレジットカードの情報を登録していた。課金するにはパスワードを設定していたが、子どもが顔認証を設定していた。

【事例3】

通信事業者から「キャリア決済が上限の10万円に達した」と連絡があり、調べると中学生の子どもが自分のスマホで何度もゲーム課金をしていた。クレジットカードの登録はしていないので、課金できるとは思っていなかった。

子どもが保護者に無断でオンラインゲームの課金をし、高額な請求を受けるトラブルは依然として増加傾向にあります。

オンラインゲームの課金の多くは、スマートフォンのアカウントに事前登録された決済方法（クレジットカードやキャリア決済など）で行われます。こうした保護者のアカウントが使える（ログインした）状態の端末を子どもに貸与し、無断で課金されたケース、或いは親がパスワードや指紋・顔認証などを設定していたものの、子どもが勝手にパスワード変更や追加の認証をしていたケースもあります。

また、スマートフォンの通信契約をすると、キャリア決済は自動的に利用できるようになります。この場合、事前の決済登録を経ずに課金できてしまうので、注意が必要です。

【消費者へのアドバイス】

1. 保護者（親、祖父母、親戚など）の端末を子どもにさせる場合は、アカウントを使えない（ログオフした）状態にしましょう。
2. 子ども用として端末を与える場合、子ども専用のアカウントを作り、保護者のアカウントで「ペアレンタルコントロール」を利用して管理しましょう。
3. 未成年者が保護者の同意なく課金をした場合は、未成年者契約の取消しが可能な場合がありますが、保護者のアカウントで課金していた場合、「子どもが使った」という証明が難しいことがあります。

（くらしの110番 2024年8月）

お困りの時は、北本市消費生活センターにご相談ください。

☎048-511-8800「月～金曜日（祝日・年末年始除く）10:00から12:00／13:00から16:00」

※土・日・祝日は局番なしの☎188へ（年末年始除く）